

第 6 9 回 千葉市放置自動車廃物判定委員会

1 日 時：令和 6 年 2 月 1 3 日（火） 1 4 時 0 0 分～1 5 時 1 0 分

2 場 所：千葉市役所高層棟 3 階 L 会議室 3 0 5

3 出席者：（委員）

浜島委員長、江口副委員長、小池委員、田中委員、荒井委員、
仙波委員

（事務局）

参与：千葉県警察本部 千葉市警察部 企画調整課

川口係長（代理出席）

事務局長：環境局資源循環部 足立部長

事務局次長：建設局土木部 山口部長

中央・美浜土木事務所管理課：石渡課長

若葉土木事務所管理課：濱田課長補佐（代理出席）

収集業務課：天野課長、伊藤主査、江沢主任主事

（所管課）

中央・美浜土木事務所管理課：上林主査、藤井技師

若葉土木事務所管理課：帆足主事

（傍聴人） 0 人

※委員 7 名中 6 名が出席したため、本委員会は成立。

4 議 題

- （1）委員長の選任
- （2）議事録署名人の選出
- （3）前回判定委員会審議物件の処理経過について
- （4）廃物判定にかかる審議
- （5）その他

5 議事の概要

- （1）委員長の選任
委員の互選により、浜島委員が委員長に、江口委員が副委員長に選任。
- （2）議事録署名人の選出
委員の互選により、浜島委員長が議事録署名人に選任。
- （3）前回判定委員会審議物件の処理経過について
事務局から第 6 8 回放置自動車廃物判定委員会審議物件の処理経過について報告。

(4) 廃物判定にかかる審議

第1号議案(2台) 廃物判定基準による処分の承認について

	整理番号 20230001
上林主査(説明)	通報発見から調査結果に至るまでの経緯及び放置自動車の状態について説明(調査個票のとおり)
浜島委員長(意見)	審議の前に事前確認ですが、資料の廃物判定基準のとおり、自動車であれば100点以上が廃物となっており、対象車両は217点です。車両の腐食が進んでおり、長期間放置されていることがわかる。
仙波委員(質問)	写真では土地が荒れているので、市道と判断できないが、市で道路の管理はしないのか。
上林主査(回答)	こちらの道路は、通行の用に供さないため、供用手续がされていないので、写真のように土地が荒れた状態である。
浜島委員長	他に意見・質問がないようであれば、本議案について廃物と判定してよろしいか。
委員全員	異議なし。
浜島委員長	それでは整理番号20230001はただいまの審議の結果、廃物として認定する。
	整理番号 20230002
帆足主事(説明)	通報発見から調査結果に至るまでの経緯及び放置自動車の状態について説明(調査個票のとおり)
田中委員(質問)	資料に「令和3年1月20日警告書を貼る。」と記載ありますが、その当時の写真はあるのか。
帆足主事(回答)	警告書を貼った写真は残っていない。
浜島委員長(質問)	警告書は、1件目の写真にあった黄色の書類のことですか。
帆足主事(回答)	その通りです。
浜島委員長(質問)	警告書を貼ることは手続き上必要なことですか。
帆足主事(回答)	手続き上必要である。

浜島委員長（質問）	所有者の調査はこれ以上、調べることができないのか。
帆足主事（回答）	現状、これ以上の調査ができない。
小池委員（質問）	他の車両の写真には日付が記載されているが、なぜこの案件の写真には日付が入っていないのか？
帆足主事（回答）	カメラの設定のため、日付を入力していなかった。
濱田補佐（回答）	記録をしっかりとっておくべきでした。
浜島委員長（質問）	保管場所への移動については、問題はないですか。
帆足主事（回答）	交通の妨げになっており、近隣住民からの苦情があったため、撤去をした。
浜島委員長（質問）	放置場所の交通量は多いのですか。
帆足主事（回答）	住宅地なので、交通量は多い。
浜島委員長（意見）	破損していることは理解できるが、委員の皆様、いかがでしょうか。手続き上の問題で、警告書を貼ったか不明である。
小池委員（質問）	過去、同様の事例があったときは、どうしていたのか。例があれば教えていただきたい。
天野課長（回答）	廃物判定基準に基づく点数により判断する。また、調査が不十分の場合は、判定保留という選択肢もある。 条例第9条（調査等）で、放置自動車と判明した場合は、警告書を貼ると記載がある。警告書を貼り付けることが前提となっているが、現状では警告書を貼ったか不明であるため、条例上、適切な対応を行ったかは、疑義が生じる。
足立部長（回答）	放置自動車の移動ですが、条例第13条の中で、当該放置自動車の所有者等が判明しなかった場合であって、市民の快適な生活環境に著しく障害を与えていると認められるときは、当該放置自動車を別に定める保管場所に移動し、保管することができるという規定を設けている。 今回の件については、住民からご要望があったため、移動を行った。
小池（質問）	警告書はだれが貼ったのか。
帆足主事（回答）	当時の土木事務所の職員が警告書を貼った。
小池委員（質問）	警告書を貼ったという記録は残っているのか。その記録があれば、特段問題はないと思う。

浜田補佐（回答）	お配りした資料の個表で記録を管理している。当時、警告書を貼った後に、記録として個表に記載している。
小池委員（質問）	資料の個表は、作業を行ったら随時更新されるという認識でよろしいか。
帆足主事（回答）	はい。その通りです。
浜島委員長（質問）	1件目の事案では個表に警告書を貼ると記載はなかったが、個表に全ての記録を記載するわけではないのですか。
山口部長（回答）	個表の記録方法として、全てのことを記載するという決まりはないが、今後、誤解が生じないようにその都度、全ての記録を個表に記録する。
浜島委員長	他に意見・質問がないようであれば、本議案について廃物と判定してよろしいか。
委員全員	異議なし。
浜島委員長	それでは整理番号20230002はただいまの審議の結果、廃物として認定する。

第2号議案（1台） 廃物判定基準未満の物件について
整理番号 20200003

上林主査（説明）	通報発見から調査結果に至るまでの経緯及び放置自動車の状態について説明（調査個票のとおり）
浜島委員長（質問）	前の2件と比べて、車の状態が奇麗である。点数は68点で、100点を満たしていませんが、5年以上放置されており、エンジンの状況は不明とあるが、この場合、走行はできるものなのか。
荒井委員（質問）	どうしてこの車は、この場所にあるのか。なぜ移動させることができないのか。
上林主査（回答）	この場所に放置されて、動かしていない。
荒井委員（質問）	この委員会で廃物判定後に動かす可能性はあるのか。
上林主査（回答）	この委員会で廃物判定となれば、収集業務課と協議をして車両の処分を行う。
荒井委員（意見）	資料より、これ以上所有者の調査ができない状況である。放置場所は小・中学校の通学路になっているため、早急に放置自動車を移動した方がよい。

浜島委員長（質問）	放置車両が置いてある道路は一車線なのか。
上林主査（回答）	こちらの道路は車道が広くっており、放置自動車は車道の路肩に止めてあるので、通行車両の往来を阻害しない。歩道はあるものの、沿道にはマンションや事業所があるので、このまま放置の状態が続くと、環境の悪化や周辺住民の不安が想定される。
小池委員（意見）	5年放置をしていれば、エンジンはかからない。廃物と認定して良いと思う。
小池委員（質問）	前方のバンパーが破損しているように見えるが、この場合、前方と後方の2カ所破損ということはできないのか。
上林主査（回答）	バンパーの後方は完全に脱落している。前方は残っているが、あちこちに傷がある。後方のバンパーが脱落しているため、大破と判断した。
小池委員（質問）	前方のバンパーは小破・中破とならないのか。
天野課長（回答）	バンパーは、前方と後方の全体で大破・中破・小破と点数をつけている。
小池委員（意見）	前方のバンパーにも点数をつけることができれば、廃物判定の基準である100点を超えると考えた。
小池委員（質問）	住民の方から移動についての問い合わせはないのか。
上林主査（回答）	近隣にある事業所の方から、地域住民が困っているので、早く対応をしてほしいとのご意見をいただいている。
浜島委員長（意見）	所有者はいるものの、これ以上、住所等を追うことができない状態である。このまま放置をして、事故等が起こる前に、対応をした方がよい。
荒井委員（意見）	結論としては、できれば早く移動をして、処分をしてほしい。
田中委員（意見）	移動はやむなしと考えるが、所有者の電話番号が使われているということが気になる。 あと、この案件だけではないが、警告書の写真は日付をいれて、拡大写真を撮っていただきたい。
荒井委員（質問）	警告書を貼る場所は、決まっているのか。
上林主査（回答）	特段決まっていないが、運転席側に貼ることで、乗ろうとする運転手が気づくように、運転席側に貼った。 助手席側に貼ると、沿道の方に見えてしまい、不安感を与えてしまうと判断した。

荒井委員（意見）	運転席側に警告書を貼ることで、高齢者や子供が警告書に興味を持ち、道路に飛び出してしまう事故に遭うことを懸念した。
足立部長（意見）	警告書を貼ることで注意喚起をするという効果がある。 警告書のあり方について、委員の皆様から貴重なご意見をいただいたので、事務局で改めて、条例の目的を達成するための効果的な方法を検討して、次回に役立てたいと考えている。
江口委員（意見）	エンジンがかからないのであれば、廃物と認定してよいと思う。
小池委員（質問）	この車に関して、かなりの経過年数経っているが、なぜここまで経ってしまったのか。連絡がとれていたからなのか。
上林主査（回答）	連絡は、一度もとれていない。通報は平成30年2月ですが、当初は、千葉中央警察署と連携し、警察が所有者を訪ねることになっていた。 令和2年1月に千葉中央署に問い合わせたところ、居住実態がないと回答があり、そこから本市でも調査を開始した。所有者が短期間に転居を繰り返していたため、住所の調査に時間がかかった。 近隣住民から、早めに放置自動車を撤去してほしいと意見があり、廃物判定委員会に諮ることになった。
小池委員（質問）	整理番号20230002のバイクの事案では住民からの要望により移動をしているが、なぜ今回の事案では移動ができないのか。
山口部長（回答）	今回の事案は、相手の住所を調査していたことが考えられる。バイクの事案では、相手方が不明ですが、今回の事案では、相手が転居を繰り返し、その住所を調査するため時間がかかった。またその間は、車の移動もできなかった。
浜島委員長	他に意見・質問がないようであれば、本議案について廃物と判定してよろしいか。
委員全員	異議なし。
浜島委員長	それでは整理番号20230002はただいまの審議の結果、廃物として認定する。
浜島委員長	以上で、本日予定していた廃物判定にかかる審議は終了となるが、全体の廃物認定に関して意見等はあるか。
委員全員	特になし。

浜島委員長

ないようであれば、最後に会議次第 6 番「その他」について、事務局よりどうぞ。

天野課長

次期委員の推薦依頼、放置自動車事務処理要綱及び廃物判定基準の改正について説明をする。

問い合わせ先 千葉市環境局資源循環部収集業務課

TEL 043 (245) 5249

FAX 043 (245) 5477